

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2023
3月号

No.197

「定期購入」トラブル急増！！ — 低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！ —

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。国民生活センターの発表によると、今年度の通信販売での「定期購入」に関する相談は2月末までで74,146件と、昨年度同時期に比べ1.5倍以上となっています。

昨年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられましたが、その後も相談件数は増えています。

インターネットで注文する際は、以下のチェックリストを用いて、契約条件の細部をしっかりと確認しましょう。低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトでは特に警戒して確認が必要です。

契約条件のチェックリスト

「最終確認画面」はスクロールして最後までしっかりと確認しましょう！

<注文する前>

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

※未成年者の場合は以下の点も確認してください。

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？

購入前に
しっかりと
確認ね！！



「いつでも解約できる」と表示されていても、実際解約しようとする時、電話が繋がらなかつたり、オンライン上の解約手続きがうまく進められなかつたりと、容易に解約ができないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句にとらわれず、まず販売業者の情報や評判を念に確認するようにしましょう。

【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



徳島市
おかしいなあ
息子はボクで
オレじゃない
きつねファンさん

新生活
家電の新調
慎重に
徳島市
うめぼしおにぎりさん



初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル －入学・就職など新生活のスタートでつまづかないために－

3月は新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期です。初めての一人暮らしでは、若者がこれまで経験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約することになりました。そこで、新生活のスタートでつまづかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルとアドバイスを紹介します。十分にご注意ください。

①退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

- 契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう
- 入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう
- 退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう



②引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

- 引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう
- 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう
- 不用品の処分はお住まいの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼し、お住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう



③新生活を狙った“訪問販売”トラブル

- その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談！
- 不要な契約であればきっぱり断りましょう
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります



④新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル

- うまい話に飛びつかないようにしましょう
- 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- 借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう



⑤スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- 料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう
- 転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう



【国民生活センター】

《コラム》自転車に乗るときはヘルメット！

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

4月1日以降、道路交通法改正により、自転車に乗る人は、ヘルメットを着用する努力義務が課せられます。

これまで、道路交通法では、児童や幼児が自転車に乗る場合に、保護者が児童や幼児にヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないと規定していました。また、2016年に制定された徳島県条例では、すべての年代について、自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務を規定しています。

ところが、自転車乗車時のヘルメット着用は、それほど広く普及していないのが現実です。徳島県の令和3年度の自転車事故の件数は、413件で、死者は3名、負傷者は399名でした。上記死者3名は、全員60歳以上で、ヘルメットを着用していませんでした。また、上記負傷者399名のうち、341人は、ヘルメットを着用していませんでした（徳島県警察ホームページ<https://www.police.pref.tokushima.jp/wp-content/uploads/post25940/u26t20220314cztn134.pdf>）。

ヘルメット着用は努力義務ですので、仮にヘルメットを着用せずに自転車に乗っても、罰則が適用されるわけではありません。けれども、万が一、自転車に乗っているときに事故に遭ってしまった場合、頭部への衝撃を軽減させるために、ヘルメットはとても重要なものです。

自転車屋さんに行くと、現在、鮮やかな色のものや帽子の形をしたものなど、様々なデザインの自転車用ヘルメットが販売されていて、軽量化も進んでいます。

春の新生活の準備の際、自転車用のヘルメットも用意してみたいかがでしょうか。



～相談事例から～

県消費者情報センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。最近センターに寄せられた相談や、よくある相談についてご紹介します。

電話の音声ガイダンスで架空請求

「非通知で電話がかかってきた。出てみると、『NTTファイナンスより重要なお知らせです。現在、ご利用中の電話回線にて未納料金が発生しているため、法的措置へ移行いたします。オペレーターへおつなぎする場合は「1」を押してください。』と音声ガイダンスが流れた。不審に思い、すぐに電話を切った。」という相談がありました。

これは、音声ガイダンスを利用した架空請求の手口です。詐欺業者は、ハガキやメール以外にも様々な手口を使って、お金をだまし取ろうと狙っています。

実際にオペレーターに繋がると、覚えのない請求をされたり、個人情報聞き出されたりすることがあります。

不審な電話には出ないようにしましょう。心当たりのない請求は無視してください。

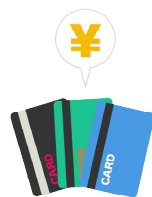
不安に思ったら、お近くの消費生活センターに相談してください。

要注意！クレジットカードを作る時

「クレジットカードの利用明細をみると残債が100万円近くあったが、カード会社からの請求を滞ったことはない。おかしいと思い調べてみるとリボ払いになっていた。リボ払いにした覚えはなく納得できない。」との、クレジットカードのリボ払いに関する相談が寄せられます。

リボルビング払い（リボ払い）は、利用した金額に関わらず、毎月一定額を支払うクレジットカードの支払い方法です。月々の支払いを一定にすることにより、生活設計が立てやすい反面、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。

相談者は「クレジットカード利用時にリボ払いにしていない」とのことでしたが、クレジットカードを作った時に最初からリボ払いになっていたり、リボ専用のカードもあります。カードを作る時には申込書をよく読み、注意しましょう。また、カードの利用明細に手数料の記載があったり、利用額に比べて請求額が少なかったりする場合は、リボ払いが考えられます。不審に感じたら、早急にカード会社に確認しましょう。



お知らせ

成人向け消費生活Web教材

「今日から学べる365日WEBマガジン～月刊 消費生活の超きほん」

徳島県では、忙しい中でも隙間時間で楽しみながら学ぶことができる消費生活Web教材「今日から学べる365日WEBマガジン～月刊 消費生活の超きほん」を作成しました。

雑誌を読む感覚で、1年間の1日ごとに表示している「シミュレーション」や「クイズ」、「コラム」、「メッセージ」から楽しめます。

消費生活に関するバラエティに富んだ記事が満載ですので、どうぞ御活用下さい。

- ・消費者トラブル防止やエシカル消費、金融、環境、衣食住など、消費生活に関して幅広く学べる内容
- ・1年365日の1日ごとに表示される「シミュレーション」、「クイズ」、「コラム」、「メッセージ」により体験的に学べる
- ・興味・関心に合わせ、ライフシーンや、気になるキーワードで分類したカテゴリーごとでも学べる

くわしくは、添付のチラシをご覧ください。



Web教材を見るにはこちら▶▶▶

徳島県 教材 超きほん 検索



<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi.simulation/>

くらしのコラム

仰げば尊し～身を立て名をあげ～

3月の声を聞くと学校の卒業式を思い出す。中でも「仰げば尊し」は卒業生が歌う定番であり、私は教師の端くれだったので聞く立場でもあった。中でも「身を立て名をあげやよ励めよ」を聞くのは気が重かった。

話は変わるが、孔子のお弟子さんから孔子の下に使者が来た。使者が帰った後で、孔子は傍にいた弟子に言った。「使いなるかな、使いなるかな（これが使者というものだ）」。孔子は使者を褒めてはいるが、その使者を育てた、あるいは、感化させた、使者の使用者を褒めている。

身を立て・・・の歌の意味は、立身出世の勧めではなく、自分が立派になれば、あんな子を育てた親はきっと立派な親に違いないと言われるものだ。このような意味を理解したのは天命を知る歳になってからである。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

